

# 毎月勤労統計調査地方調査 <令和8年4月分（速報）>

公表日 令和8年6月30日  
高知県統計分析課  
088-823-9783

## 《 事業所規模 5人以上 》

### 1. 賃金の動き（統計表1表参照）

		対前月比（差）	対前年同月比（差）
現金給与総額	262,976 円	△ 0.9 %	5.2 %
きまって支給する給与	253,167 円	1.9 %	3.4 %
特別に支払われた給与	9,809 円	△ 7,012 円	4,613 円

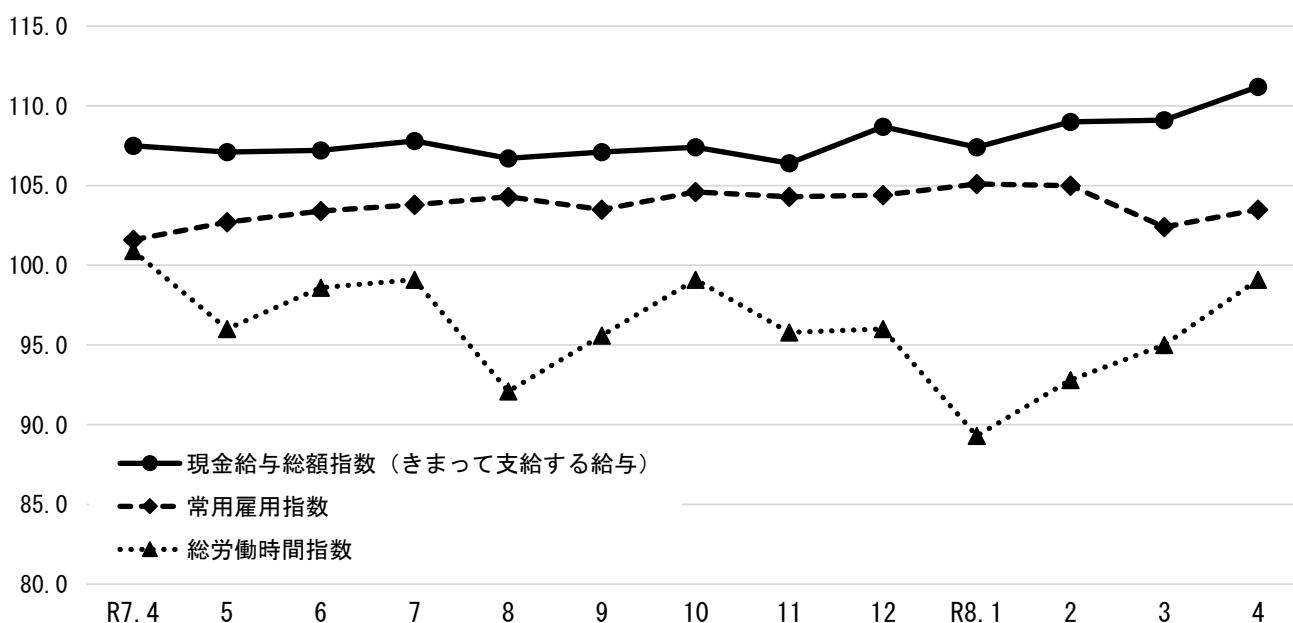
### 2. 労働時間の動き（統計表2表参照）

出勤日数	18.3 日	0.9 日	△ 0.2 日
総実労働時間	139.3 時間	4.3 %	△ 1.8 %
所定外労働時間	8.1 時間	2.5 %	△ 6.9 %

### 3. 雇用の動き（統計表3表参照）

常用労働者数	222,379 人	1.1 %	1.9 %
パート労働者比率	30.3 %	1.1 pt	0.3 pt
労働異動率			
入職率	5.15 %		0.22 pt
離職率	5.17 %		0.49 pt

（図1）賃金・労働時間・常用雇用指数（令和2年平均=100）の変化（事業所規模5人以上）



※統計表vi. 指数（5人以上）参照

《 事業所規模 30人以上 》

1. 賃金の動き (統計表1表参照)

		対前月比 (差)	対前年同月比 (差)
現金給与総額	279,746 円	2.1 %	1.2 %
きまって支給する給与	268,825 円	3.0 %	△ 0.9 %
特別に支払われた給与	10,921 円	△ 2,216 円	5,663 円

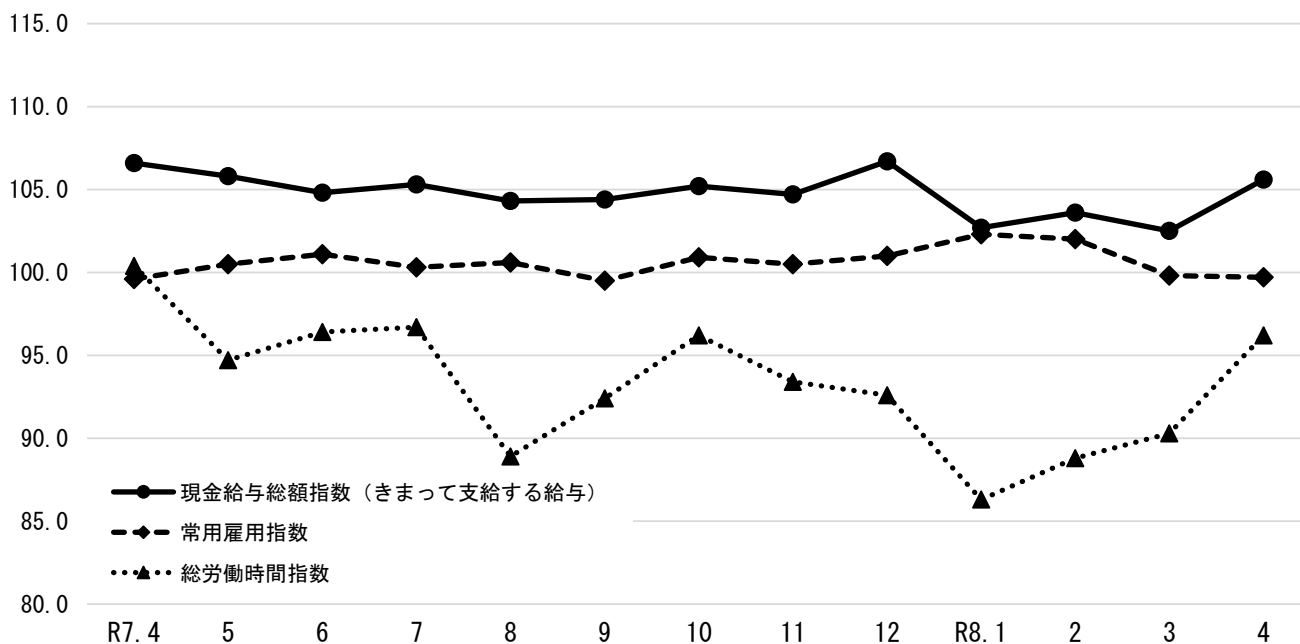
2. 労働時間の動き (統計表2表参照)

		対前月比 (差)	対前年同月比 (差)
出勤日数	18.2 日	1.2 日	△ 0.6 日
総実労働時間	140.8 時間	6.5 %	△ 4.2 %
所定外労働時間	8.6 時間	11.7 %	△ 21.8 %

3. 雇用の動き (統計表3表参照)

常用労働者数	114,884 人	△ 0.1 %	0.1 %
パート労働者比率	28.7 %	△ 0.2 pt	1.8 pt
労働異動率			
入職率	5.02 %		△ 0.90 pt
離職率	5.34 %		0.21 pt

(図2) 賃金・労働時間・常用雇用指数 (令和2年平均=100) の変化 (事業所規模30人以上)



※統計表vii. 指数 (30人以上) 参照

### <利用上の注意>

- 1) 令和4年1月分確報公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準となりました。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を令和2年平均が100となるように改訂しました。
- 2) 「-」は該当データの無いものを示し、「x」は標本数が寡少につき秘匿のため公表できないもの。「0」は集計単位未満のデータ量を示します。
- 3) 「鉱業,採石業,砂利採取業」は、調査事業所数が少ないため公表しませんが、調査産業計には含まれます。
- 4) 増減率は指数により作成しています。実数で計算した場合に必ずしも一致しません。
- 5) 増減差は実数により作成しています。
- 6) 実質賃金指数算出のための消費者物価指数は、高知市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数）を使用。
- 7) 平成29年1月分から日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき表章しています。平成21年以前の結果との接続については、厚生労働省のWebページ（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-hyosyo.pdf>）を参照ください。
- 8) 常用労働者とは、
  - ① 期間を定めずに雇われている者
  - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいいます。
- 9) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
  - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
  - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する労働者のことです。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない労働者です。
- 10) 入職（離職）率とは、前月末労働者数に対する月間の入職（離職）者の割合（%）です。なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含みます。
- 11) 調査対象事業所のうち第一種事業所（事業所規模30人以上）の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に平成30年から変更となりました。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂は実施しません。
- 12) 令和8年1月分（速報）では、調査対象事業所の一部の入替え及び母集団労働者数の更新を行いました。
- 13) 令和7年7月分以降は、速報値のみの公表となります。確報値については、翌年の秋頃に公表する年報をご覧ください。

### <給与の構成について>

①現金給与総額	②きまって支給する給与			⑤特別に支払われた給与
		③所定内給与	④超過労働給与	
①=②+⑤	②=③+④	③	④	⑤

\*①現金給与総額は、社会保険料や所得税等を控除する前の総支給額です。

\*③所定内給与とは、基本給、業績手当、職務手当等のことです。

\*④超過労働給与とは、残業手当や深夜勤務手当等のことです。

\*⑤特別に支払われた給与とは、賞与（いわゆるボーナス）、ベースアップの差額追給等のことです。